

佐世保市道路位置指定申請取扱基準

建築基準法第42条第1項第5号道路

建築基準法（以下「法」）第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定に関する基準は建築基準法施行令第144条の4（以下「令」）、建築基準法施行規則第9条に定められた道に関する基準に基づくほかこの道路位置指定申請取扱基準による。

1 申請者

- (1) 申請者
道路の築造に関し、その土地等に権利を有する者とする。ただし、共同名義でもよい。
- (2) 申請代理人及び図面作成者
原則として建築士、土地家屋調査士、測量士又は、行政書士（以下「申請代理人等」という。）とする。
- (3) 申請道路の地名、地番
申請に係る道路部分の地名、地番（地番及び号を含む）を全て記入する。
記入例 佐世保市 町1 - 1、1 - 2、1 - 3
- (4) 申請道路の幅員、延長
技術基準により、各数値を記入する。なお単位は、メートル（少数点以下第2位まで）とする。

2 申請図

- (1) 付近見取図
方位、申請道路の位置、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を表示する。
- (2) 平面図
方位は、付近見取図と一致させる。
地番号界及び地番号を記入する。
申請道路については、道路の位置・幅員・延長及び縁石等の位置を明示する。
既存道路については、公道、私道の別と位置及び幅員を明示する。又、指定済道路の場合は、指定年月日・番号を記入する。
申請道路における排水施設、流末経路を図示する。
各敷地及び地番ごとに承諾を必要とする権利者名を、それぞれ権利別に記入する。
がけ・擁壁等、高低差がある場合は、その数値を表示する。
河川・里道・鉄道・町界・池・立木等がある場合は、それぞれを図示する。
団地区域を明示し、敷地割り、電柱等の設置（予定）位置、及び既存建築物を明示する。なお、敷地割りについては、第43条第1項に適合させるとともに、予定建築物に応じて条例で定める接道長さを満足できるように配置すること。
配置図は、原則として公図（隣地地主の同意を得て、境界等が明確になったもので、土地家屋調査士等が作成する地籍測量図）とする。
- (3) 道路の横断面図
側溝・縁石・暗渠・道路面の構造を明示し、幅員を記入する。なお擁壁等がある場合は、その断面も明示する。
- (4) 道路の縦断面図
縦方向に高低がある場合は、高低差・勾配（パーセントを記入）等を図示する。
- (5) 字図
写しの場合は、申請代理人等が写しとして記名押印したものとする。ただし、受付日より3箇月以内のものとする。なお、申請道路が分筆されていない場合は、朱線で記入する。方位及び転写年月日を記入する。
- (6) 図面縮尺
付近見取図 : 1/2, 500以上とする。（佐世保市白地図を添付）
平面図 : 1/100・1/200又は、1/250とする。
道路の横断面図 : 1/50以上とする。
道路の縦断面図 : 1/100以上とする。

3 必要添付書類

(1) 土地登記簿謄本

道路となる土地の土地登記簿謄本を添付する。又その土地に所有権以外の権利（抵当権等）を有する者がいる場合は、登記簿謄本の「乙区」も添付する。ただし、謄本は、受付日より3箇月以内のものとする。

(2) 承諾書

権利別に承諾書に氏名及び現住所を記入し、登録された印鑑により承諾印を押印する。

承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日とする。

承諾を必要とする範囲

イ、道路となる土地（公有地も含む）の所有権者・仮登記権者・抵当権者・道路となる土地にある建築物の所有権者・使用权者（賃借権者。ただし、共同住宅の賃借権者は、除く）。工作物の所有権者。

ロ、私道に接続して指定する場合は、その私道に接続する部分の関係権利者。

ハ、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号で規定する公園・広場・河川敷及び道路等に接続するか、又は通り抜ける場合、それぞれの管理者。

ニ、その他特定行政庁が必要と認めた権利を有する者。

謄本上の所有者と実際の所有者が違う場合は、売買契約書等権利の移行を証明する書類。

(3) 印鑑証明書

関係権利者全員（申請者を含む）の印鑑証明書（受付日より6箇月以内）を添付する。

(4) その他の添付書類

申請者にかわり申請代理人等が申請手続きを代行する場合は、委任状を添付し、通知書には、その写し。水路敷を横断して指定する場合は、その専用許可書及び工作物設置許可書の写し。

申請道路が農地である場合は、農地法第4条又は、第5条による許可書の写し又は、転用申請書の受理証明書及び、現況証明書、非農地証明書。

相続関係を明らかにする必要がある時は、戸籍謄本を添付し、さらに申請書備考欄にその旨を記載する。

土地区画整理事業決定区域内に指定する場合は、土地区画整理法第76条の許可通知書の写し。

長崎県風致地区区内における建築等の規制に関する条例第2条による許可を要する行為に該当するものは、許可書の写し。

公有地に接して指定する場合は、境界査定の図。

里道の境界承認、改造許可等の許可書の写し。

4 一般事項

(1) 権利者の現住所と土地登記簿謄本の住所が相違している場合、住民登録抄本又は、住居表示証明書を添付する。

(2) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の申請者の訂正印を要する。ただし、権利に及ばない軽微な訂正は、申請代理人等でよい。

(3) 工事完了後は、工事完了届（別記様式第1号）及び竣工写真1部を提出すること。なお変更があれば、変更図を提出すること。

(4) 市が指定する場所の承諾が得られない場合は、その具体的理由を別紙に記入し、地番ごとに提出すること。

(5) 道路維持管理計画書の提出。

イ、維持管理の方法

ロ、申請道路の交通規制の方法

ハ、その他

都市計画法第29条に抵触するものは指定できない。

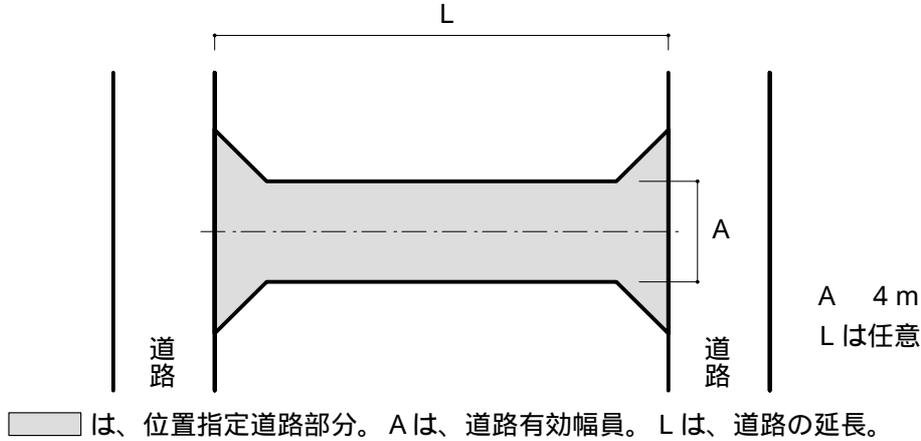
道路位置指定技術基準

1 市長が指定した道路幅員

法第42条の規定により、市長が土地の状況により必要と認めて、都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内においては、道路幅員は、6.0メートル以上とする。

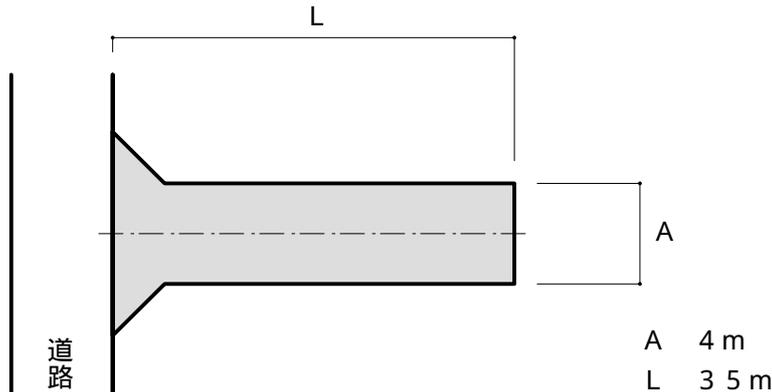
2 位置指定道路形態

(1) 原則として、両端が他の道路に、接続したものであること。



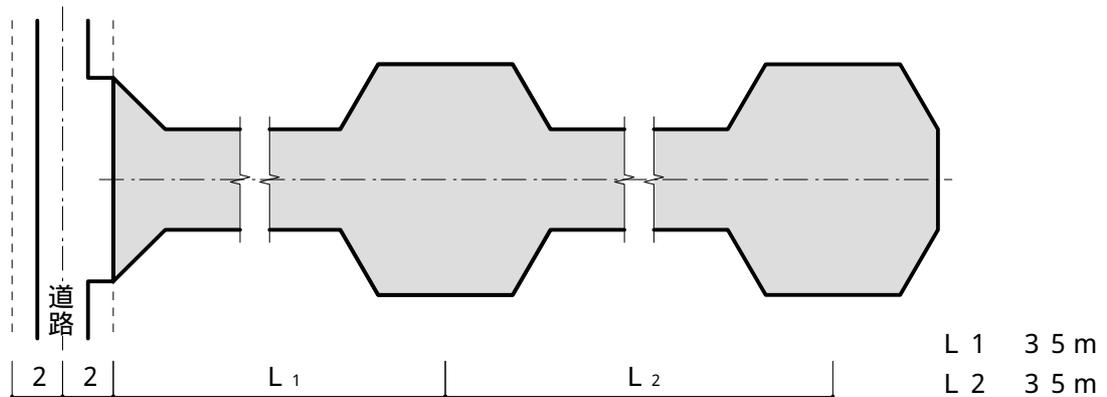
例外として、次の(イ)～(ホ)の場合は、一端のみが他の道路に接続した袋路上道路が認められる。

(イ) 延長が、35メートル以下である場合。



(ロ) 終端が公園、広場その他これらに類するもので、自動車の転回に支障がないものに接続している場合。

(ハ) 延長が35メートルをこえる場合で、終端及び、区間35メートル以内ごとに、自動車の転回広場が設けられている場合。



～幅員1.8m以上又は、法42条2項道路の位置指定済からの接続の場合。

(ニ) 幅員が、6メートル以上の場合。

(ホ) その他、前記(イ)～(ニ)に準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び、通行の安全上支障がないと認めた場合。

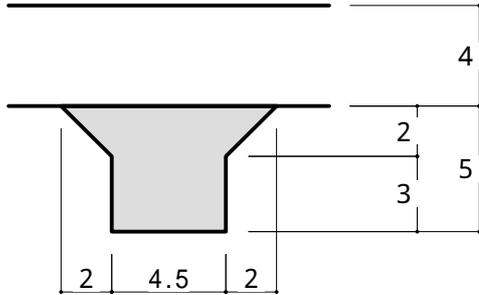
3 転回広場の規模

昭和45年12月28日付、建設省告示第1837号の自動車の転回広場に関する基準は、次のとおりとする。

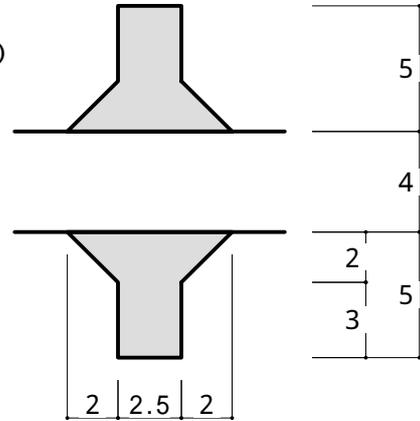
- (1) 小型自動車の1台当たりの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上、短辺が2.5メートル以上であること。
- (2) 転回広場の拡幅部の隅角は、その角をはさむ辺の長さは2メートル以上の2等辺三角形の部分に道を含む切りを設け、自動車の転回に支障のない形状とすること。

中間に設けるもの。

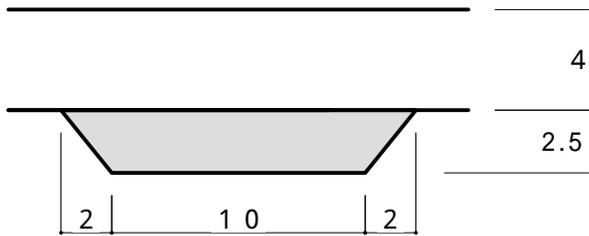
(イ)



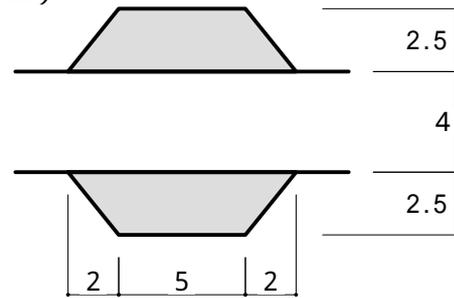
(ロ)



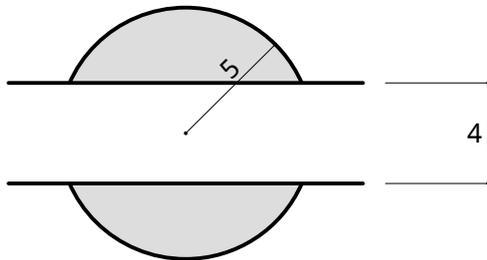
(ハ)



(ニ)



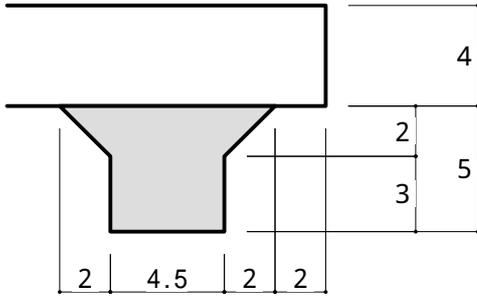
(ホ)



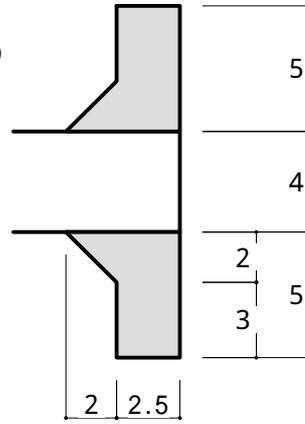
- ~ ・単位m
- ・図中寸法以上とする。

終端に設けるもの。

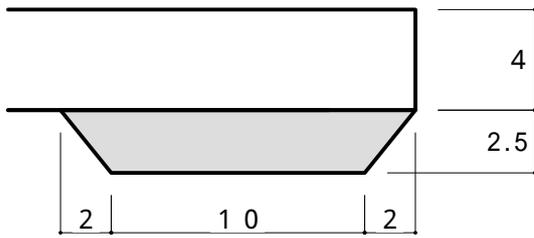
(イ)



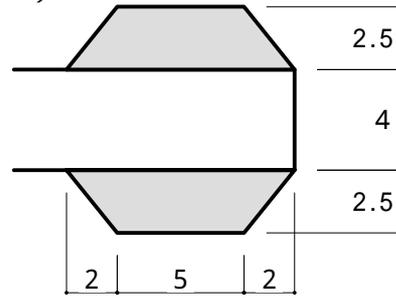
(ロ)



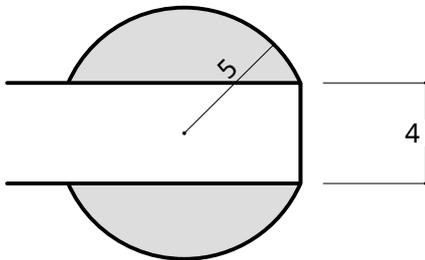
(ハ)



(ニ)



(ホ)

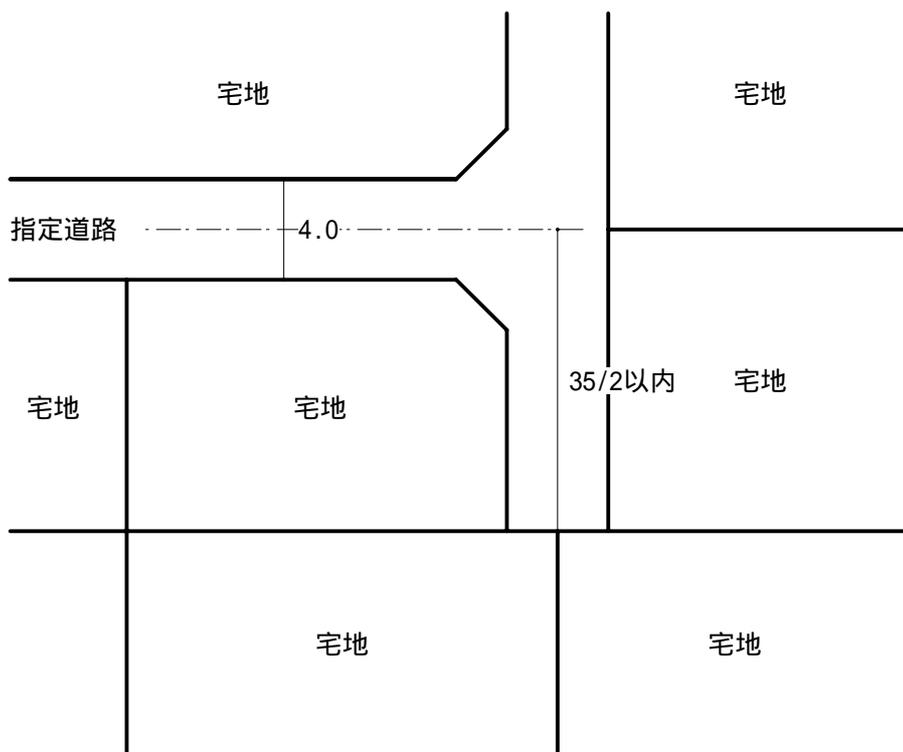


- ～・単位m
- ・図中寸法以上とする。

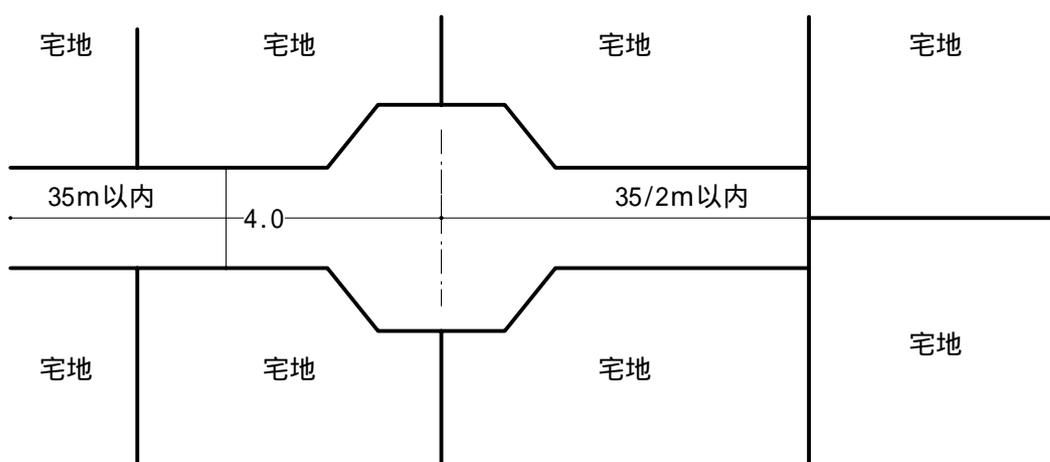
終端転回広場の緩和

次の各号に掲げる場合は、終端転回広場は設けなくともよい。

(イ) 道路の延長が35メートルの2分の1以内で1宅地程度のもの。

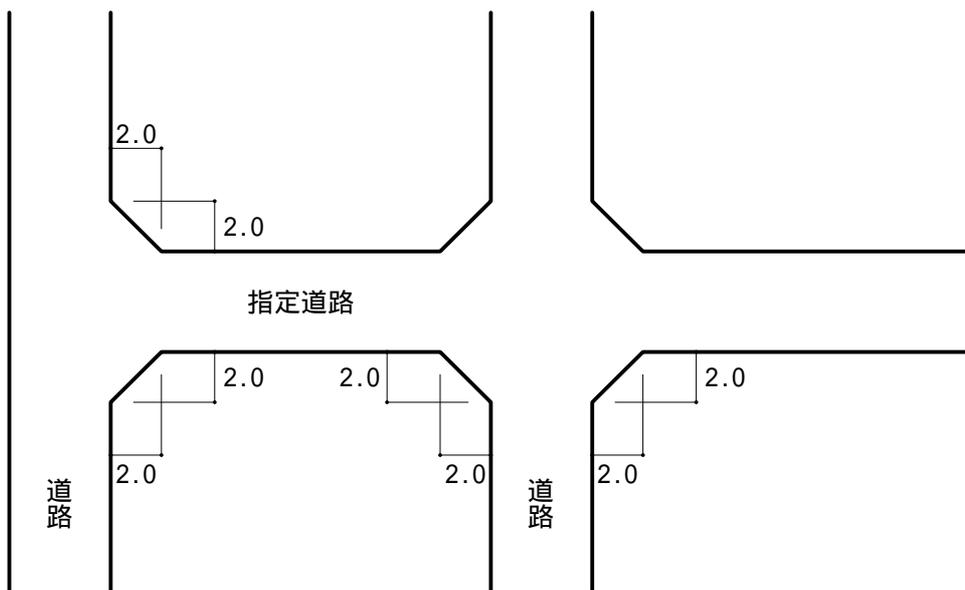


(ロ) 中間の転回広場から終端までの距離が35メートルの2分の1以内のもの。

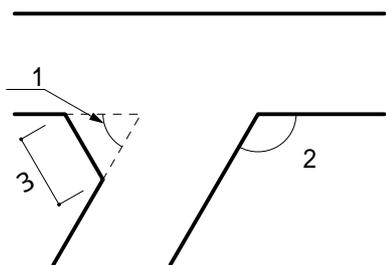


4 指定道路及びすみ切り

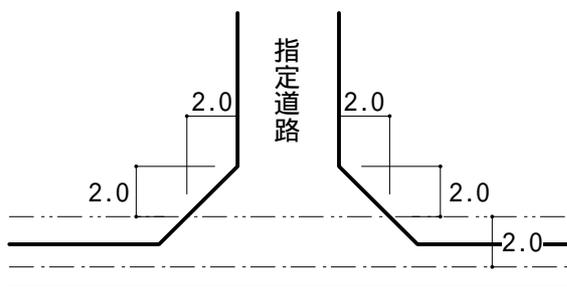
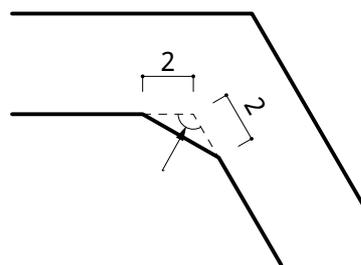
(1) 令第144条の3第1項第2号のすみ切りは、図に示す値のすみ切りとし、自動車の通行に支障のない構造とする。
 ただし、法第42条第2項又は第3項の規定による道路と接続する場合のすみ切りは、図の(イ)又は(ロ)によるものとする。



1 < 60, 2 > 120の場合。

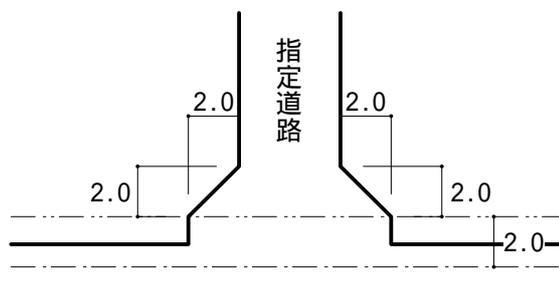


120の曲り道の場合。



既存道路
(幅員 4.0以下 1.8以上)

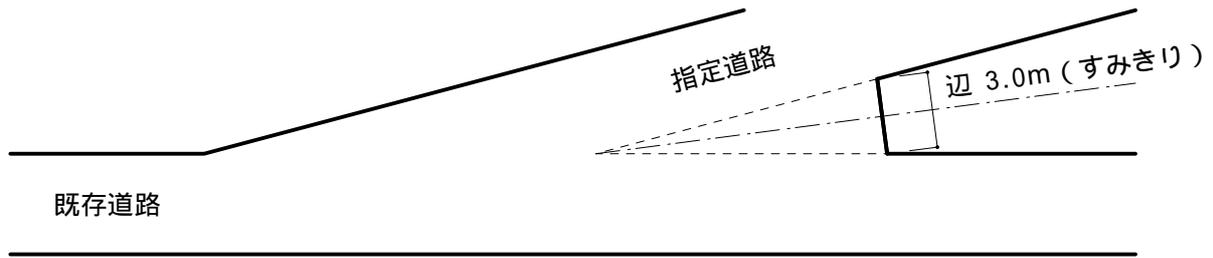
(イ)



既存道路
(幅員 4.0以下 1.8以上)

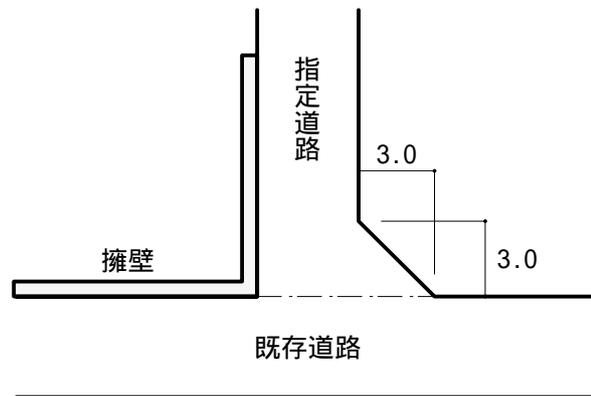
(ロ)

(2) 指定道路が他の道路若しくは、他の位置指定道路と同一平面で交さ若しくは、接続し又は屈曲により生ずる内角が、やむを得ず直角と著しく相違する場合及びその他、特別の理由がある場合には、通行の安全上支障のないように個々の交さごとに決定する。

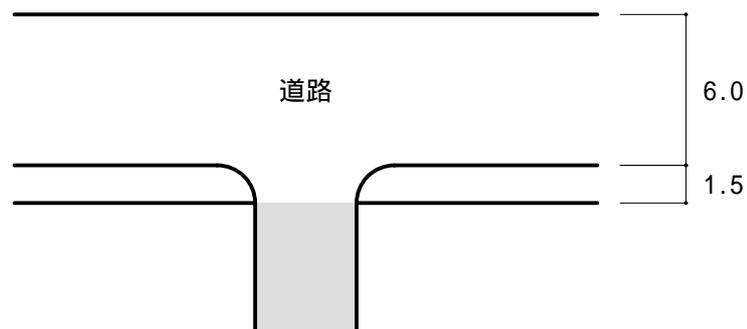


(3) すみ切りのただし書きによる場合

周囲の状況により、やむを得ないと認め又はその必要がないと認めるものは、次にかかげる場合等とする。
 隅部に堅固な擁壁・建築物などがあり、すみ切りがとれない場合。ただし、この場合、片側すみ切りの一辺の長さは3メートルとする。
 指定道路が、既存道路に接続する部分が歩道に接続する場合。



擁壁又は建築物は既存のものとする。



歩道幅員1.5m以上、かつ、接続道路幅員6.0m以上の場合。

すみ切り部分の関係権利者の承諾が得られない場合、片側すみ切りとし、その一辺の長さ3メートルとする。その他特定行政庁がやむを得ないと認めた場合。

5 指定道路の構造

- (1) 道路は、その縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がなく、縦断勾配12パーセント以下とすることができない場合または階段状とする場合は個別に判断する。
- (2) 指定道路は充分転圧のうえ、砂利敷きその他ぬかるみとなるおそれのない安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造を有し、かつ、適当な値の横断勾配が附されていなければならない。横断勾配は、アスファルトの場合は、1.5パーセント～2パーセントとし、砂利敷きの場合は、3.5パーセント～5パーセントとする。
- (3) 路盤の強度は、道路維持管理計画書に基づき交通量・使用形態を考慮し、路盤・表層の厚み等の施工法を決定すること。
- (4) 指定道路は当該指定道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な機能をもつ側溝又は街渠を設けなければならない。又、側溝には転倒防止の幅止めを適当な位置に有効に設置する。(既存の市販品については、道路の状態等により決定する。)ただし、側溝等の断面は、水利計算表を作成し担当者の承認を得ること。なお、道路の位置の標示については、原則として側溝・縁石・標示杭・金属プレート等耐久性のある材料により、強固に固定し、その位置を標示すること。

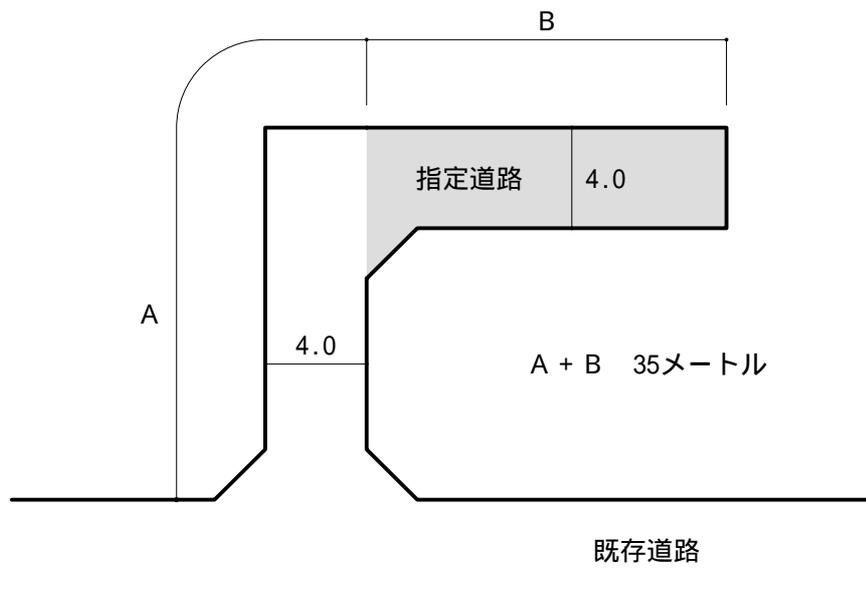
6 指定道路の防護措置等

指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等、適切な措置を講じなければならないものとする。

(H = 2.0メートル以上の場合)

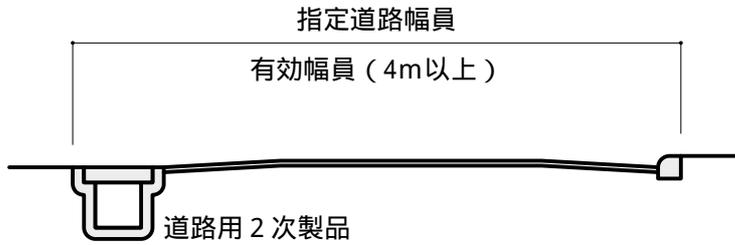
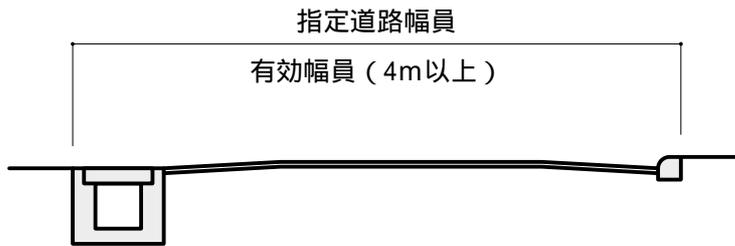
7 指定道路の延長

指定道路で袋路状道路の延長35メートルには、既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含むものである。

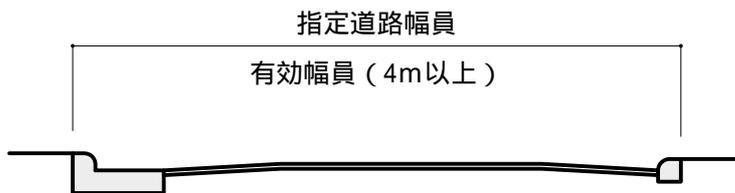


8 道路有効幅員

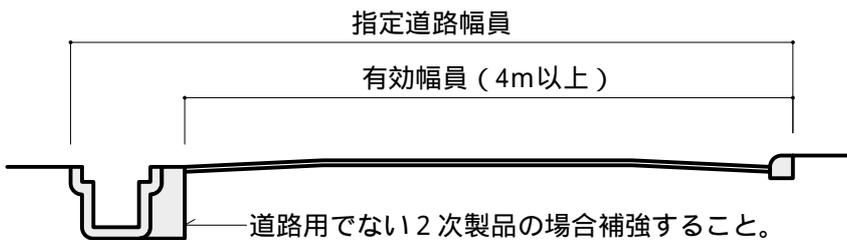
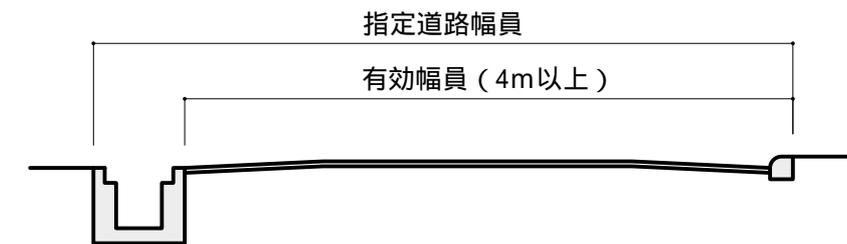
(1) 側溝ぶた(小型四輪車積載可能)を、かける場合。



(2) L型側溝の場合。



(3) 側溝ぶたをかけない場合。



(4) ガードレールを設置した場合。

